

公益財団法人京都大学iPS細胞研究財団理事会運用規則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人京都大学 iPS 細胞研究財団定款（以下「定款」という。）

第41条に基づき、理事会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(構成及び出席)

第2条 理事会は、すべての理事をもって組織する。

2 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(招集者)

第3条 理事会は、理事長が招集する。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下、「法人法」という。）及び定款に別段の定めがある場合はその定めるところにより、また理事長が欠けたとき又は事故があるときは各専務理事が、専務理事が欠けたとき又は事故があるときは、各理事がこれを招集することができる。

2 理事全員改選直後の理事会は、各理事がこれを招集することができる。

(招集通知)

第4条 理事会を招集する者は、会議の日時、場所、目的である事項（議題）を記載した書面をもって、開催日の7日前までに、各理事及び各監事に対して通知を発しなければならない。

2 前項の書面による通知の発出に代えて、理事及び監事の承諾を得た電磁的方法により通知を発出することができる。

3 前二項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、理事会を開催することができる。

(理事会の決議事項)

第5条 理事会は、定款に定める次の事項を決議する。

(1) 公益財団法人京都大学 iPS 細胞研究財団（以下「財団」という。）の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(4) 名誉理事の称号付与、顧問及び参与の選任及び解任

(5) 名誉理事、参与及び顧問に対する報酬等の支給基準

(6) 入会の基準及び賛助会費の金額に係る定め

- (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (8) その他理事会で決議するものとして法令又はこの規則で定められた事項
- 2 前項第7号における重要な財産の処分及び譲受けの基準については次の通りとする。
 - (1) 現金において、金額が3億円を超える寄附金
 - (2) 有価証券や不動産において、資産価額が1億円を超える寄附金等
 - (3) 固定資産の購入又は、外部委託についてその金額が2億円を超える場合
 - (4) 処分時の資産価額が1億円を超える場合

(理事会の議長)

第6条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事長が出席できないときは、あらかじめ理事会の決議により定めた順序による他の理事がこれにあたり、理事長が欠けたとき又は理事全員改選直後の理事会における議長は、出席した理事の中から互選された者がこれに当たる。

(定足数)

第7条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第8条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。
なお、前段において、議長は、理事として議決に加わることはできない。

(決議の省略)

第9条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第10条 理事及び監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。ただし、代表理事及び業務執行理事が、自己の職務の執行の状況を理事会に対しする報告については適用しない。

(関係者の出席)

第11条 理事会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を求めて、その意見を徴することができる。

(理事等の報告又は説明)

- 第12条 議長は、議題付議の宣告後、必要と認めるときは、理事長及び監事又は議題又は当該議題にかかる議案の提案者に対しその議題又は議案に関する事項の報告又は説明を求めることができる。この場合理事長又は監事又は議題・議案の提案者は、議長の許可を得て、財団職員等の補助者に説明をさせることができる。
- 2 法人法第197条において準用する第93第2項(招集権者)の規定により理事から招集の請求があった場合は、議長は、その理事に議題の説明を求めなければならない、また必要があるときは理事長又は監事に対してこれにかかわる意見を述べさせなければならない。

(採決)

- 第13条 議長は、議題について質疑及び討論が尽くされたと認められるときは、審議終了を宣言し、採択することができる。この場合議長は、一括して審議した議題については、一括して採択することができる。
- 2 議長は、議題原案に対して修正案が提出された場合には、原案に先立ち修正案の採決を行う。
- 3 複数の修正案が提出された場合は、原案から遠いものと議長が認めるものから順次採決を行う。ただし、多数の修正案が提出された場合には、前項の定めにかかわらず、原案を修正案に先立ち採択することができる。
- 4 議長は、採決について、賛否を確認できるいかなる方法によることもできる。
- 5 議長は、採決に先立って、議題、議案及び自己の議決権の行使に関するいかなる意見も述べることはできない。その議決権は採決の結果を確認する直前にのみ行使し、採決の結果に算入することができる。

(議事録)

- 第14条 理事会の議事について、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成しなければならない。
- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名若しくは記名押印又は電子署名するものとする。

(議事録の配布)

- 第15条 議長は、欠席した理事及び監事に対して、議事録の写し及び資料を配布し、若しくは電磁的記録をもって議事の経過及びその結果を遅滞なく報告するものとする。

(報告事項)

- 第16条 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度ごとに4箇月を超える間隔で2回以

上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

- 2 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない。

附則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規則は、令和5年6月26日から施行する。
- 3 この規則は、令和6年4月1日から施行する。